

「特定動物」等について

- 特定動物移動時の手続き（簡素化の検討）
- 危険犬種の検討（大型犬やピットブル等の危険犬種の飼養規制の検討）

- 特定動物リストに関する施行令の見直し（学名記載の検討、分類群の変更に伴うリスト掲載種変更の検討、選定基準・動物種の見直し等の検討）
- 交雑種の検討（特定動物同士等の交雑種の特定動物指定の検討）

1. 現状

動愛法は、第 26 条で危険な動物を特定動物（哺乳類・鳥類・爬虫類）として指定して全国一律の規制を設けている（別添 1：統計データ）。現行の特定動物リストは総理府動物保護審議会に設置された平成 11 年の「人の生命、身体又は財産に害を加える動物選定専門委員会」において作成され、その後一部の分類群を除き、大きな改定はなされていない。

特定動物の取り扱いに関しては様々な手続きが必要である。これらの手続きの中でも、特定動物の移動に当たって通過する自治体に対して必要な施行規則第 13 条第 10 号の規定に基づく様式第 13 による通知については必要ないのではないかという意見が多い。一部の自治体に対して動物愛護管理室が行ったアンケート調査では、平成 22 年度における当該通知の平均受理件数は、およそ 30 件であり、年間 100 件以上の通知を受理している自治体もあった。

2. 論点

○特定動物移動時の手続き（簡素化の検討）

- ・ 現状では、移送時に通過する全ての都道府県への通知が必要であり、高速道路を通過するだけでも通知されている事例もあるが、出発および到着地点における手続きのみで十分ではないか。

○危険犬種の検討（大型犬やピットブル等の危険犬種の飼養規制の検討）

- ・ 現行法令では、分類学上の「種」単位での規制を行っているが、いわゆる「犬種」については、国際的な命名規約で担保されているものでなく、生物学的な分類が不可能であることから、特定動物としての指定は困難ではないか。また、仮に指定した場合、指定犬種であることの確認が困難であり、いわゆる雑種犬についても現場で判断できないのではないか。
- ・ 大型犬に関しては、一定以上の体高や体長、体重等での規制が考えうるが、各自治体の職員が個別に計測することは現実的ではなく、自己申告制になるのではないか。

- ・ 咬傷事故を起こした犬について何らかの措置が必要ではないか（別添2）。
- ・ 事故防止の観点から犬種や体型、咬傷履歴等により特定の犬を指定しておりの中での飼育を義務づけている条例を制定している自治体がある（別添3、別添4（委員限り））。

■特定動物リストに関する施行令の見直しについては、個々の野生動物についての毒性や殺傷力等の人間に対する危険性について、専門性の極めて高い分野であるため、こうした知見を持つ有識者で構成される委員会における議論が必要ではないか。

○特定動物リストに関する施行令の見直し（学名記載の検討、分類群の変更に伴うリスト掲載種変更の検討、選定基準・動物種の見直し等の検討）（別添5：委員限り）

- ・ 野生動物の和名は一定のコンセンサスはあるものの規約等がないため混乱が生じることが多く、種の保存法や外来生物法等に合わせて、国際的にも命名規約で担保されている学名を併記したリストにすべきではないか。
- ・ 現行の特定動物指定リスト策定後に分類学的な変更のあった分類群があることから修正等が必要ではないか。
- ・ これまでの運用状況や制定後のペット流通事情の変化等を加味し、選定基準の見直しや追加種の検討も必要か。

○交雑種の検討（特定動物同士等の交雑種の特定動物指定の検討）

- ・ 特定動物同士の交雑（ライオン×トラ＝ライガー 等）については、その危険性が低下するとは考えづらいため、特定動物とみなすのが妥当ではないか。
- ・ 特定動物と非特定動物との交雑（オオカミ×イエヌ＝オオカミ犬 等）については、仮に指定するとした場合、遺伝割合をどうするか、またその確認が困難ではないか。

3. 主な意見

- 動物種について、選定基準が曖昧で科学的根拠が希薄。
- 許可に当たって手続きが煩雑すぎることに加え、違反者の取締りがほぼ皆無であるため、（特に爬虫類で）許可を受けていない者も多いと聞く。
- 国内輸送の場合は、出発地と到着地のみの届出とすべき。
- 特定動物の使用又は保管の開始に当たっては、許可を受けることを明らかにするためのマイクロチップの装着等が必要となるが、爬虫類に対してマイクロチップの装着ができる獣医師が少ない。また、処置できる獣医師を頼って長距離移動を行うに際して通過する各県毎に通知しなければならない。

○ 特定の動物種に関する意見

- ・ 特定動物は学名併記とすべき。
- ・ 爬虫綱トカゲ目ボア科に属する「ボアコンストリクター」を特定動物種から削除すべき。
- ・ 爬虫綱トカゲ目ボア科に属する「アナコンダ」の記載について正式な種名表記に改めるべき（現在は、オオアナコンダ、キイロアナコンダ等の複数種に分割されている）。
- ・ 爬虫綱トカゲ目ボア科に属する「アメジストニシキヘビ」について同法施行後に別種分割した種を含むので別種となった種の取り扱いについての表記をすべき。 等

4. 参考法令

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）

（一般廃棄物処理業）

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

○動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）

（特定動物の飼養又は保管の許可）

第二十六条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（以下「特定動物」という。）の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 - 二 特定動物の種類及び数
 - 三 飼養又は保管の目的
 - 四 特定飼養施設の所在地
 - 五 特定飼養施設の構造及び規模
 - 六 特定動物の飼養又は保管の方法
 - 七 その他環境省令で定める事項

（許可の基準）

第二十七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その申請に係る前条第二項第五号及び第六号に掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法に関する基準に適合するものであること。
- 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - ロ 第二十九条第一項の規定により許可を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者
 - ハ 法人であつて、その役員のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの
- 2 都道府県知事は、前条第一項の許可をする場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

（変更の許可等）

第二十八条 第二十六条第一項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者（以下「特定動物飼養者」という。）は、同条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

- 2 前条の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 特定動物飼養者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第二十六条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない

い。

(許可の取消し)

第二十九条 都道府県知事は、特定動物飼養者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。
- 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七条第一項第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
- 三 第二十七条第一項第二号ハに該当することとなつたとき。
- 四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

(環境省令への委任)

第三十条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、特定動物の飼養又は保管の許可に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(飼養又は保管の方法)

第三十一条 特定動物飼養者は、その許可に係る飼養又は保管をするには、当該特定動物に係る特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の環境省令で定める方法によらなければならない。

(特定動物飼養者に対する措置命令等)

第三十二条 都道府県知事は、特定動物飼養者が前条の規定に違反し、又は第二十七条第二項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反した場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

○動物の愛護及び管理に関する法律施行令

(昭和五十年四月七日政令第百七号)

(特定動物)

第一条 動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)第二十六条第一項の政令で定める動物は、別表に掲げる種(亜種を含む。)であつて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(平成十七年政令第百六十九号)別表第一の下欄に掲げる種(亜種を含む。)以外のものとする。

別表（第一条関係）

科名	種名
一 哺乳綱	
(一) 霊長目	
おまきざる科	ホエザル属全種 クモザル属全種 ウーリークモザル属全種 ウーリーモンキー属全種
おながざる科	マカク属全種 マンガベイ属全種 ヒビ属全種 マンドリル属全種 ゲラダヒビ属全種 オナガザル属全種 パタスモンキー属全種 コロブス属全種 プロコロブス属全種 ドゥクモンキー属全種 コバナテングザル 属全種 テングザル属全種 リーフモンキー属全種
てながざる科	てながざる科全種
ひと科	オランウータン属全種 チンパンジー属全種 ゴリラ属全種
(二) 食肉目	
いぬ科	イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリ カアカオオカミ及びアビシニアジャッカル タテガミオオカミ属全種 ドール属全種 リカオン属全種
くま科	くま科全種
ハイエナ科	ハイエナ科全種
ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャングルキャット、ピューマ、オセロット、サーバル、 アジアゴールデンキャット、スナドリネコ及びジャガランディ オオヤマネコ属全種 ヒョウ属全種 ウンピョ ウ属全種 チーター属全種
(三) 長鼻目	
ぞう科	ぞう科全種
(四) 奇蹄目	
さい科	さい科全種
(五) 偶蹄目	
かば科	かば科全種
きりん科	キリン属全種
うし科	アフリカスイギュウ属全種 バイソン属全種
二 鳥綱	
(一) だちょう目	
ひくいどり科	ひくいどり科全種
(二) たか目	
コンドル科	カリフォルニアコンドル コンドル トキイロコンドル
たか科オ	ジロワシ ハクトウワシ オオワシ ヒゲワシ コシジロハゲワシ マダラハゲワシ クロハゲワシ ミミヒダ ハゲワシ ヒメオウギワシ オウギワシ パプアオウギワシ フィリピンワシ イヌワシ オナガイヌワシ コ シジロイヌワシ カンムリクマタカ ゴマバラワシ
三 爬虫綱	
(一) かめ目	
かみつしがめ科	かみつしがめ科全種
(二) とかげ目	
どくとかげ科	どくとかげ科全種
おととかげ科	ハナブトオトカゲ コモドオトカゲ
ボア科	ボアコンストリクター アナコンダ アメジストニシキヘビ インドニシキヘビ アミメニシキヘビ アフリカニ シキヘビ
なみへび科	ブームスラング属全種 アフリカツルヘビ属全種 ヤマカガシ属全種 タチメニス属全種
コブラ科	コブラ科全種
くさりへび科	くさりへび科全種
(三) わに目	
アリゲーター科	アリゲーター科全種
クロコダイル科	クロコダイル科全種
ガビアル科	ガビアル科全種

○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）

（飼養又は保管の許可を要しない場合）

第十三条 法第二十六条第一項の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

- 一 診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合
- 二 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 三 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二条第一項に規定する警察の責務として特定動物の飼養又は保管をする場合
- 四 家畜防疫官が狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第四十条若しくは第四十五条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 五 検疫所職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条の二に基づく検疫所の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 六 税関職員が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十条に基づく税関の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 七 地方公共団体の職員が法の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 八 国又は地方公共団体の職員が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 九 国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 十 法第二十六条第一項の許可を受けた者が、当該許可に係る都道府県知事が管轄する区域の外において、三日を超えない期間、当該許可に係る特定飼養施設により特定動物の飼養又は保管をする場合（当該飼養又は保管を行う場所を管轄する都道府県知事に、飼養又は保管を開始する三日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）前までに様式第十三によりその旨を通知したものに限る。）
- 十一 法第二十六条第一項の許可を受けた者が死亡し、又は解散に至った場合で、相続人又は破産管財人若しくは清算人が、死亡し、又は解散に至った日から六十日を超えない範囲内で、当該許可に係る特定動物の飼養又は保管をする場合
- 十二 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の際現に同法による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律第十六条の規定に基づく条例の規定により届出をして法第二十六条第一項に規定する特定動物の飼養又は保管を行っている者が、改正法の施行の日から一年間（当該期間内に同項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）引き続き当該特定動物の飼養又は保管をする場合（その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。）

（許可の有効期間）

第十四条 法第二十六条第一項の許可の有効期間は、特定動物の種類に応じ、五年を超えない範囲内で都道府県知事が定めるものとする。

(飼養又は保管の許可の申請)

第十五条 法第二十六条第二項の許可の申請は、特定飼養施設の所在地ごとに様式第十四による申請書を提出して行うものとする。

- 2 法第二十六条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
 - 一 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、特定飼養施設の写真並びに特定飼養施設の付近の見取図
 - 二 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第二十七条第一項第二号のイからハまでに該当しないことを説明する書類
 - 三 申請に係る特定動物に既に第二十条第三号に定める措置が講じられている場合にあっては、当該措置の内容ごとに次に定める書類
 - イ マイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するものに限る。以下同じ。）による場合 獣医師又は行政機関が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書
 - ロ 脚環による場合（鳥綱に属する動物に限る。） 当該脚環の識別番号に係る証明書及び装着状況を撮影した写真
- 3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 4 法第二十六条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 申請に係る特定動物の飼養又は保管を既に行っている場合における当該特定動物の数及び当該特定動物に係る第二十条第三号に規定する措置の内容に係る情報
 - 二 法人にあっては、役員の氏名及び住所
 - 三 特定動物の主な取扱者
- 5 都道府県知事は、法第二十六条第一項の許可をしたときは、申請者に対し様式第十五による許可証を交付しなければならない。
- 6 特定動物飼養者は、許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は法第二十八条第三項の規定に基づく届出をしたときは、当該許可に係る都道府県知事に申請をして、許可証の再交付を受けることができる。
- 7 前項の規定による許可証の再交付の申請は、様式第十六による申請書を提出して行うものとする。
- 8 許可証の交付を受けた者は、その許可証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第六項の申請をした場合は、この限りでない。
- 9 許可証を有している者（第二号に掲げる事由が発生した場合にあっては、相続人、消滅した法人を代表する役員であった者又は破産管財人若しくは清算人）は、次に掲げる事由が発生した場合は、その事由が発生した日（許可を受けた者が死亡した場合にあっては、その事実を知った日）から起算して六十日を経過する日までの間に、許可証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。
 - 一 許可を取り消されたとき。
 - 二 許可を受けた者が死亡し、合併し、若しくは分割し（その許可を受けた者の地位が承継されなかった場合に限る。）、又は解散したとき。
 - 三 第六項の規定により許可証の再交付を受けた後において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

(飼養又は保管の廃止の届出)

第十六条 特定動物飼養者は、第十四条の許可の有効期間が満了する前に特定動物の飼養又は保管をやめたときは、様式第十七により、許可を受けた都道府県知事にその旨を届け出ることができる。この場合において、有効期間内にある許可に係る許可証を有している場合

は、これを添付しなければならない。

- 2 前項の届出があった場合には、当該届出に係る許可は、都道府県知事が当該届出を受理した日に、その効力を失う。

(許可の基準)

第十七条 法第二十七条第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 特定飼養施設の構造及び規模が次のとおりであること。
 - イ 特定動物の種類に応じ、その逸走を防止できる構造及び強度であること。
 - ロ 申請に係る特定動物の取扱者以外の者が容易に当該特定動物に触れるおそれがない構造及び規模であること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあってはこの限りでない。
 - ハ イ及びロに定めるもののほか、特定動物の種類ごとに環境大臣が定める特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目を満たしていること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあってはこの限りでない。
- 二 特定動物の飼養又は保管の方法が、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する上で不相当と認められないこと。

(変更の許可)

第十八条 法第二十八条第一項の変更の許可の申請は、様式第十八による申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。

- 2 法第二十六条第二項第四号又は第五号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては、前項の申請書に、変更後の特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、特定飼養施設の写真並びに特定飼養施設の付近の見取図を添付するものとする。
- 3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 4 第十五条第五項から第九項までの規定は、法第二十八条第一項の変更の許可について準用する。

(変更の届出)

第十九条 法第二十八条第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法人にあっては、役員の氏名及び住所
 - 二 特定動物の主な取扱者
- 2 法第二十八条第三項の届出は、様式第十九による届出書を提出して行うものとする。

(飼養又は保管の方法)

第二十条 法第三十一条の環境省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 特定飼養施設の点検を定期的に行うこと。
- 二 特定動物の飼養又は保管の状況を定期的を確認すること。
- 三 特定動物の飼養又は保管を開始したときは、特定動物の種類ごとに、当該特定動物について、法第二十六条第一項の許可を受けていることを明らかにするためのマイクロチップ又は脚環の装着その他の環境大臣が定める措置を講じ、様式第二十により当該措置内容を都道府県知事に届け出ること（既に当該措置が講じられている場合を除く。）。ただし、改正法附則第五条第一項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うこ

とができる場合においては、同条第三項の規定にかかわらず、この限りでない。
四 前各号に掲げるもののほか、環境大臣が定める飼養又は保管の方法によること。

(特定動物に係る立入検査の身分証明書)

第二十一条 法第三十三条第二項において準用する法第二十四条第二項の証明書の様式は、様式第二十一のとおりとする。

(申請書及び届出書の提出部数)

第二十二条 法及びこの省令の規定による申請又は届出は、申請書又は届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

○特定動物選定の考え方(平成12年9月13日 総理府動物保護審議会人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物選定専門委員会報告より抜粋)

1. 選定に当たっての主な考え方

○飼育下からの逸走等により周辺の人への危害が及ぶ事故等が起こるおそれの強さから判断。

○おそれの強さの判断については、飼養を制限する必要がある重大な事故につながるおそれを勘案する。また、専ら動物が主として持つ特性や能力によって判断。

○以下の動物種は選定の対象からあらかじめ除外。

- ・通常人の飼養対象となるとは考えられないもの 例：スズメバチ
- ・水の中でしか生息できないもの 例：サメ等
- ・イヌ、イエネコその他家畜動物(広義の家畜種)

2. 判断事項と選定基準

○選定に当たっての人の生命、身体等への害を加えるおそれを判断するための動物種の特定や能力に係る事項

- A 毒性(動物の持つ毒素による危険性)
- B 爪牙等による殺傷力
- C 物理的な圧力(重さと運動能力による抵抗排除力)
- D 攻撃性向

Aの毒性：その動物が有する人に対する毒性(咬まれる等による毒性)が、致死の可能性等重大な事故につながるおそれのあるものを選定。

B、C及びD：この3項目は総合的に判断することが必要。過去からの飼養経験や事故例など人との関わりにおける動物の特性も勘案し、重大な事故につながるおそれのあるものを選定。

※なお、具体的な動物の選定は、特性や能力の共通性に着目して行うこととし、外国産で詳細の不明な種が多く、種の分類上問題があるものは属の全種、科の全種などで選定

○茨城県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和54年茨城県条例第8号)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ

による。

(1)～(4) 略

(5) 特定犬 次のいずれかに該当する犬をいう。

ア 人に危害を加えるおそれがあるものとして規則で定める犬種に属する犬

イ アに規定する犬以外の犬で、その体高及び体長が人に危害を加えるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当するもの

ウ ア及びイに規定する犬以外の犬で、人に危害を加えるおそれがあると認め、知事が指定したもの

(6) けい留 飼い犬を逃げるおそれがなく、かつ、人に危害を加えることのないように、さく、おりその他の囲いの中で飼養し、又は鎖等につないでおくことをいう。ただし、特定犬(規則で定めるものを除く。)については、おりの中で飼養することをいう。

(標識)

第9条 特定犬の所有者は、施設の所在する住居の出入口等の見やすい箇所に、規則で定めるところにより、特定犬を飼養している旨の標識を掲示しなければならない。

○茨城県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（昭和54年茨城県規則第27号）

(特定犬)

第3条 条例第2条第5項アに規定する規則で定める犬種は、秋田犬、土佐犬、ジャーマン・シェパード、紀州犬、ドーベルマン、グレート・デーン、セント・バーナード及びアメリカン・スタッフォードシャー・テリアとする。

2 条例第2条第5号イに規定する規則で定める基準は、体高は60センチメートル以上、体長は70センチメートル以上とする。

3 条例第2条第5号ウの規定による指定は、特定犬指定書(様式第1号)を交付して行うものとする。

様式第13（第13条第10号関係）

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

通知者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

特定動物管轄区域外飼養・保管通知書

貴管轄区域内において一時的に特定動物の飼養又は保管をするので、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第13条第10号の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1 許 可 内 容	(1)許可の有効期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
	(2)許可を受けた特定動物の種類		
	(3)許可を受けた都道府縣市		
	(4)許可番号		
2 理 由	<input type="checkbox"/> 移動 <input type="checkbox"/> 業としての展示 <input type="checkbox"/> その他()		
3 飼養又は保管の期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
4 飼養又は保管の場所			
5 主 な 取 扱 者	(1)氏 名		
	(2)住 所		(3)電話番号
6 逸 走 防 止 措 置			
7 備 考			

備 考

- この通知は、飼養又は保管に係る場所を管轄する都道府県知事（政令市にあつてはその長。以下同じ。）に、飼養又は保管を開始する3日前（土曜、日曜、祝日及び年末年始の日数は算入しない。）までに行うこと。
- 「4 飼養又は保管の場所」欄には、飼養又は保管の許可を受けた都道府県知事の管轄する区域以外の飼養又は保管をする場所を記入すること。また、移動経路を示す地図等を添付すること。
- 「6 逸走防止措置」欄には、この通知に係る飼養又は保管における逸走防止のための措置の内容を具体的に記入すること。
- この通知に係る事務担当者が通知者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この通知書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第14（第15条第1項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

特 定 動 物 飼 養 ・ 保 管 許 可 申 請 書

動物の愛護及び管理に関する法律第26条第2項の規定に基づき、下記のとおり許可の申請を
します。

記

1 特定動物の 種類及び数	(1)種類			
	(2)数			
	(3)実際に飼養又は保管 をしようとする数			
2 飼養又は保 管の目的	<input type="checkbox"/> 愛がん <input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> 試験研究等 <input type="checkbox"/> その他 ()			
3 特定飼養施 設の所在地				
4 特定飼養施 設の構造及び 規模	(1)構造	<input type="checkbox"/> おり型施設等 <input type="checkbox"/> 擁壁式施設等 <input type="checkbox"/> 移動用施設 <input type="checkbox"/> 水槽型施設等 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	材 質			
5 飼養又は保 管の方法	(1)特定飼養施 設の点検方法			
	(2)飼養又は保 管が困難とな った場合の対 処方法			
	(3)運搬時の逸 走防止措置			
6 その 他	(1)現在の 飼養又は 保管の状 況	①飼養又は保管 をしている数	②動物の愛護及び管理に 関する法律施行規則第 20条第3号に規定する 措置内容	
	(2)主な取 扱者	①取扱者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者以外 (申請者以外の場合は②～④を記入)	
		②氏名		
		③住所		④電話番号
7 役員の氏名 及び住所				
8 添付書類等	<input type="checkbox"/> 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面／ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の写真／ <input type="checkbox"/> 特定飼 養施設の付近の見取図／ <input type="checkbox"/> 申請者が動物の愛護及び管理に関する法律第27条第 1項第2号イからハまでに該当しないことを説明する書類／ <input type="checkbox"/> 獣医師又は行政 機関が発行したマイクロチップの識別番号に係る証明書／ <input type="checkbox"/> 脚環の識別番号に 係る証明書／ <input type="checkbox"/> 脚環の装着状況を撮影した写真／ <input type="checkbox"/> その他 ()			
9 飼養保管開 始予定年月日	年 月 日			
10 現に受けて いる許可	(1)番号		(2)許可年月日	年 月 日
	(3)有効期間の末日	年 月 日		
11 備 考				

備 考

- 1 「1 (2)数」欄には、飼養施設において飼養又は保管をする特定動物の最大数を記入すること。
「1 (3)実際に飼養又は保管をしようとする数」欄には、当面実際に飼養又は保管をしようとする特定動物の数を記入すること。
- 2 「6 (1)現在の飼養又は保管の状況」欄は、申請に係る特定動物を申請時に現に飼養又は保管をしている場合に記入すること。この欄に記入できない場合には、別紙に記載して添付すること。
- 3 「7 役員の氏名及び住所」欄には、申請者が法人の場合に記入すること。この欄に記入できない場合には、別紙に記載して添付すること。
- 4 申請に係る特定動物に入れ墨等により識別措置を実施する場合は、「8 添付書類等」欄において「その他」にチェックし、括弧内に入れ墨等による識別措置を実施する旨を記入した上で、その実施方法について記入した書類を添付すること。
- 5 「10 現に受けている許可」欄には、飼養又は保管の許可を受けて特定動物を飼養又は保管している場合であって、当該許可の有効期間内に同一特定飼養施設における同一特定動物に係る許可の申請をする場合に記入すること。
- 6 この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、「11 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 7 この申請書の用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第15（第15条第5項関係）

第 号

特定動物飼養・保管許可証

氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
住 所

特定動物の飼養又は保管について、動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり許可する。

都道府県知事
市 長 印

許可の年月日 年 月 日

有効期間の末日 年 月 日

- 1 特定動物の種類
- 2 特定動物の数
- 3 飼養又は保管の目的
- 4 特定飼養施設の所在地
- 5 主な取扱者
- 6 条 件

備考 この許可証の用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第16 (第15条第7項関係)

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

申請者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

特定動物飼養・保管許可証再交付申請書

特定動物飼養・保管許可証の再交付を受けたいので、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第6項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 許 可 年 月 日	
2 許 可 番 号	
3 特 定 動 物 の 種 類	
4 再交付を申請する理由	<input type="checkbox"/> 許可証の亡失 <input type="checkbox"/> 許可証の滅失 <input type="checkbox"/> 動物の愛護及び管理に関する法律第28条第3項の届出による 記載事項の変更 (届出日 年 月 日)
5 備 考	

備 考

- 「4 再交付を申請する理由」欄においては、該当する理由をチェックすること。
- この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、「5 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この申請書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第17（第16条第1項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

特定動物飼養・保管廃止届出書

特定動物の飼養又は保管をやめたので、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 許可内容	(1)許 可 年 月 日	年 月 日
	(2)許 可 番 号	
	(3)特 定 動 物 の 種 類	
	(4)特定飼養施設の所在地	
2 廃止の理由	<input type="checkbox"/> 譲渡し <input type="checkbox"/> 引渡し <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 殺処分 <input type="checkbox"/> その他 ()	
3 備 考		

備 考

- 有効期間内の許可に係る許可証を有している場合は、廃止した特定動物飼養・保管に係る許可証を添付すること。
- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「3 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第18（第18条第1項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

申請者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

特定動物飼養・保管変更許可申請書

〔特定動物の数
特定飼養施設の所在地
特定飼養施設の構造及び規模
特定動物の飼養又は保管の方法〕

を変更したいので、動物の愛護及び管理に関する法律

第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり許可の申請をします。

記

1 許可年月日	年 月 日
2 許可番号	
3 特定動物の種類	
4 変更内容	(1)変更前
	(2)変更後
5 添付図面等	<input type="checkbox"/> 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面／ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の写真／ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設付近の見取図／ <input type="checkbox"/> その他（ ）
6 備考	

備考

- この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、「6 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この申請書及び添付図面等の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第19（第19条第2項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

特定動物飼養・保管許可変更届出書

〔 氏名・名称・住所・代表者氏名
飼養・保管の目的
役員の氏名・住所
特定動物の主な取扱者 〕 を変更したので、動物の愛護及び管理に関する法律

第28条第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 許 可 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	
3 変 更 内 容	(1) 変 更 前
	(2) 変 更 後
4 変 更 年 月 日	年 月 日
5 変 更 理 由	
6 備 考	

備 考

- 「3 変更内容」欄に記入できない場合は、別紙に記載して添付すること。
- 役員の氏名・住所に変更があった場合は、変更後の役員が法第27条第1項第2号のイ又はロに該当しないことを説明する書類を添付すること。
- 特定動物の主な取扱者を変更する場合は、「3(2)変更後」欄に主な取扱者の氏名、住所及び電話番号を併せて記入すること。
- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合には、「6 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第20（第20条第3号関係）

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所
電話番号

特定動物識別措置実施届出書

下記のとおり識別措置を実施しましたので、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第20条第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 許可内容	(1) 許可番号			
	(2) 特定動物の種類			
	(3) 飼養又は保管をする数			
2 飼養又は保管の開始等	(1) 飼養又は保管を開始した日 (個体識別措置実施可能日)	年 月 日		
	(2) 飼養又は保管を開始した数	(3) 従前より飼養又は保管をしている特定動物の数		
3 識別措置の実施	(1) 識別措置の対象	<input type="checkbox"/> 特定動物 <input type="checkbox"/> 特定飼養施設 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	(2) 識別措置の種類	<input type="checkbox"/> マイクロチップ / <input type="checkbox"/> 脚環 / <input type="checkbox"/> 入れ墨、翼帯等 / <input type="checkbox"/> 特定飼養施設への標識の掲出 / <input type="checkbox"/> その他 ()		
	(3) 特定動物に対して識別措置を実施しなかった理由及びその数	①理由	<input type="checkbox"/> 特定動物が告示で定める月齢・大きさ等に達していないため <input type="checkbox"/> マイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しないため <input type="checkbox"/> 逸走等をした場合にあっても所有者の確認が容易であるとして都道府県知事が定める場合であるため <input type="checkbox"/> 専ら食用としての飼養又は保管である等目的を達することに支障があると都道府県知事が認める場合であるため <input type="checkbox"/> その他 ()	
		②数		
	(4) 飼養又は保管をする特定動物に係る情報 (必要に応じて別紙に記入すること。)	①性別	<input type="checkbox"/> 雄 <input type="checkbox"/> 雌 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他	
②外見上の特徴				
③識別番号				
4 添付書類等	<input type="checkbox"/> マイクロチップの埋込みに関する獣医師又は行政機関の発行した証明書 <input type="checkbox"/> マイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しないことを証明する獣医師の診断書 <input type="checkbox"/> マイクロチップの埋込みに関する学校教育法に規定する教授等の書類 <input type="checkbox"/> 標識の掲出状況が分かるように撮影した写真			
5 備考				

備 考

- 1 「飼養又は保管をする特定動物に係る情報」欄には、飼養又は保管をする特定動物の識別情報（性別、外見上の特徴及びマイクロチップ又は脚環等の識別番号）を記入すること。特定動物の数が多い場合は別紙に記載し添付すること。
- 2 添付書類等
 - (1) マイクロチップによる識別措置が実施されている場合は、獣医師が発行したマイクロチップの埋込みをした事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書又は獣医師若しくは行政機関が発行したマイクロチップの識別番号に係る証明書を添付すること。
 - (2) 老齢若しくは疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない特定動物である場合は、その事実を証する獣医師の証明書を添付すること。
 - (3) 特定飼養施設に標識を掲出することにより識別措置を実施した場合は、当該施設における標識の掲出状況が分かるように撮影した写真を添付すること。
- 3 この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。

（表面）

この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律第三十三条第一項に規定する立入検査を行う職員である。

第 号

身分証明書

所属
職名
氏名

年 月 日発行

都道府県知事（市長）

印

備考 この用紙は、日本工業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。

動物の愛護及び管理に関する法律抜すい

(特定動物の飼養又は保管の許可)

第二十六条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物(以下「特定動物」という。)の飼養又は保管を行うおとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「特定飼養施設」という。)の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設(獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設をいう。)において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

2 (省略)

(報告及び検査)

第二十四条 (省略)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告及び検査)

第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状態、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 (省略)

二 第二十四条第一項又は第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者